

第1節 災害復旧事業

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当
				(<u>文字</u> は主担当、斜字は副担当)
第1 災害復旧事業の推進			●	<u>関係各班</u>
第2 激甚法による災害復旧事業			●	<u>関係各班</u>
第3 災害復旧事業からの暴力団排除活動			●	<u>関係各班</u>

第1 災害復旧事業の推進

市は、関係機関と連携を図りながら、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害復旧を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じ災害復旧計画を速やかに策定し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。このため、災害復旧事業を行う際の体制をあらかじめ想定しておく。

被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつ、災害の再発防止等の観点から必要に応じて改良復旧を行う。

県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下、「特定大規模災害」という。）等を受けた市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市に代わって工事を行う。

県は、特定大規模災害等を受けた市から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

また、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県は関係行政機関又は関係地方行政機関に、市は関係地方行政機関に、職員の派遣を要請する。

■災害復旧事業の種類

種 類	項 目	根拠法
公共土木施設 災害復旧事業計画	○ 河川 ○ 海岸 ○ 砂防設備 ○ 道路、橋梁 ○ 港湾 ○ 漁港 ○ 下水道 ○ 公園 ○ 林地荒廃防止施設 ○ 地すべり防止施設 ○ 急傾斜地崩壊防止施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
農林水産業施設 災害復旧事業計画	○ 農地、農業用施設 ○ 林業用施設 ○ 漁業用施設 ○ 共同利用施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
都市施設 災害復旧事業計画	○ 都市計画区域における街路、公園、都市排水施設等 ○ 市街地における土砂堆積等	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針
公営住宅 災害復旧事業計画	○ 災害公営住宅の建設 ○ 既設公営住宅	公営住宅法

種 類	項 目	根拠法
公立文教施設 災害復旧事業計画	○ 公立学校施設 ○ 公立社会教育施設	公立学校施設災害復旧費国庫負担法
厚生施設等 災害復旧計画	○ 社会福祉施設 ○ 児童福祉施設等	生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者自立支援法、老人福祉法、売春防止法
医療施設 災害復旧事業計画	○ 医療施設	医療法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
公営企業 災害復旧事業計画	○ 病院 ○ 上水道 ○ 簡易水道事業	医療法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、水道法
水道施設並びに清掃施設等 災害復旧事業計画	○ 水道施設 ○ 廃棄物処理施設	水道法 清掃法

第2 激甚法による災害復旧事業

著しく激甚である災害（激甚災害）発生時における地方公共団体の経費負担の軽減を目的として、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）が制定されている。

激甚災害に指定されたときは、この激甚法に基づいて復旧事業を行う。

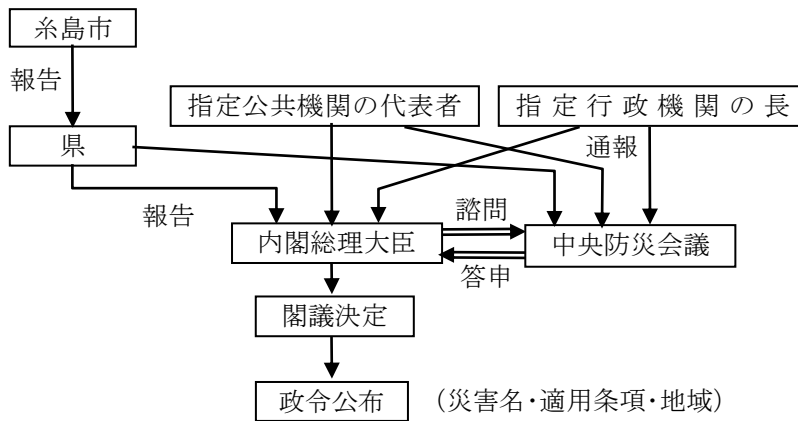
1 激甚災害の指定手順

激甚法第2条では、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、内閣総理大臣が中央防災会議に諮った上で、政令によりその災害を「激甚災害」として指定する。

激甚災害としての適否及びどの措置を適用するか具体的な判断基準は、中央防災会議の「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日中央防災会議決定）又は「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日中央防災会議決定）による。

激甚な災害が発生すると、関係省庁が所管事項についての被害額等を把握し、被害状況を取りまとめ、激甚災害としての該当の適否、適用措置について政府原案が作成され、これを中央防災会議に諮った上で、閣議を経て政令公布、施行される。

■激甚災害指定手続きのフロー



■激甚法による財政援助

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 (法第2章第3条、第4条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共土木施設災害復旧事業、同関連事業 ○ 公立学校施設災害復旧事業 ○ 公営住宅災害復旧事業 ○ 生活保護施設災害復旧事業 ○ 児童福祉施設災害復旧事業 ○ 幼保連携型認定こども園災害復旧事業 ○ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム災害復旧事業 ○ 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 ○ 障害者支援施設等施設災害復旧事業 ○ 婦人保護施設災害復旧事業 ○ 感染症指定医療機関災害復旧事業 ○ 感染症予防事業 ○ 特定私立幼稚園災害復旧事業 ○ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・外） ○ 湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条） ○ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条） ○ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助（法第7条） ○ 天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（法第8条） ○ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（法第9条） ○ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（法第10条） ○ 共同利用小型漁船の建造費の補助（法第11条） ○ 森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2）
中小企業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条） ○ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（法第14条）
その他の財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条） ○ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第17条） ○ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（法第19条） ○ 母子及び寡婦福祉法による国の貸し付けの特例（法第20条） ○ 水防資材費の補助の特例（法第21条） ○ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（法第22条） ○ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条） ○ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例（法第25条）

2 激甚災害に関する調査報告

市は、市域に災害が発生した場合には、災害対策基本法第53条第1項の規定により、速やかにその被害状況等を県に報告する。

第3 災害復旧事業からの暴力団排除活動

警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、糸島市、関係行政機関、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第2節 被災者等の生活再建等の支援

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (<u>文字</u> は主担当、 <u>斜字</u> は副担当)
第1 生活相談			●	<u>コミュニティ推進班</u> 、 <u>健康づくり班</u>
第2 罹災（被災）証明書及び罹災（被災）届出証明書の発行			●	<u>危機管理班</u> 、 <u>消防本部</u>
第3 被災者台帳の整備			●	<u>危機管理班</u> 、
第4 雇用機会の確保			●	<u>商工振興班</u>
第5 義援金品の受入及び配分			●	<u>会計班</u>
第6 災害弔慰金等の支給			●	<u>地域福祉班</u>
第7 生活資金の貸与			●	<u>地域福祉班</u> 、 <u>子ども班</u> 、 <u>子育て支援班</u>
第8 租税の減免等			●	<u>収税班</u> 、 <u>税務班</u>
第9 住宅復興資金の融資			●	<u>都市施設班</u>
第10 災害公営住宅の建設等			●	<u>都市計画班</u> 、 <u>都市施設班</u>
第11 郵政事業の支援措置			●	<u>日本郵便(株)</u>

第1 生活相談

コミュニティ推進班は、災害時における市民からの問い合わせや要望に対応するため、生活相談を実施するとともに、相談窓口の設置をした場合、関係機関との連絡調整を図り、できるかぎり被災者の便宜を考慮する。なお、詳細は、第3章 第4節「災害広報・広聴活動」による。

健康づくり班は、精神科医療機関等と協力して、被災者や要配慮者の精神的な障がいを軽減させるため、カウンセリングなどの必要な措置を行う。また、関係各班から必要な情報を受けて資料を作成する。

市は、平常時から、被災者支援を担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

なお、地域福祉班は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図るよう努めるとともに、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置等必要な措置を講じるよう努める。

第2 罹災（被災）証明書及び罹災（被災）届出証明書の発行

危機管理班及び消防本部は、災害の被災者から申請があったときは、その災害による被害戸数等に関わらず、遅滞なく、住家の被害、その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する罹災証明書又は被災証明書（以下、「罹災（被災）証明書」とす

る。)及び本人の被害届け出があった事実を交付する。

また、危機管理班及び税務班は、罹災（被災）証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、家屋の被害状況調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、罹災（被災）証明書の交付に関する規程や様式の準備、関係職員が事務処理に当たって参照できる簡便なマニュアルの作成、他の地方公共団体又は民間団体との連携の確保、応援の受入れ体制の構築その他必要な措置を講じるよう努める。

なお、罹災（被災）証明書の発行等に係る事務が迅速かつ確実に実施できるよう、市が導入している「被災者支援システム」を活用する。

1 罹災台帳の作成

災害対策本部に集約された被害調査結果に基づき、罹災台帳を整備する。

罹災台帳の作成に当たっては、必要に応じ固定資産課税台帳及び住民基本台帳を活用する。

2 罹災（被災）証明書及び罹災（被災）届出証明書の発行

- (1) 危機管理班及び消防本部は、被災者の罹災証明書の発行申請に対し、罹災台帳で確認のうえ、罹災証明書を発行する。被害調査等により、被害の原因が自然災害によるものと客観的に判断できないときは、被害の事実ではなく、本人の被害届け出があったことに対する証明書を発行する。
- (2) 危機管理班は、被災者の被災証明書の発行申請に対し、現地調査や現況写真で確認のうえ、被災証明書を発行する。被害調査等により、被害の原因が自然災害によるものと客観的に判断できないときは、被害の事実ではなく、本人の被害届け出があったことに対する証明書を発行する。
- (3) 罹災（被災）証明書及び罹災（被災）届出証明書の発行は、原則として1回限りとする。
- (4) 罹災（被災）証明書及び罹災（被災）届出証明書については、証明手数料を徴収しない。

罹災証明の範囲は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項である。

■罹災証明の担当及び証明の範囲

危機管理班	○ 家屋の全壊、流失、半壊、床上浸水、床下浸水、一部破損等
消防本部	○ 火災の定義に該当するもの

被災証明の範囲は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害（ただし、火災及び雷に起因するものを除く）で、住家以外のその他被災に係る事項とする。

- ※ 資料編 11-1 罹災（被災）証明書交付申請書
- ※ 資料編 11-2 罹災証明書
- ※ 資料編 11-3 被災証明書
- ※ 資料編 11-4 罹災（被災）届出証明書交付申請書
- ※ 資料編 11-5 罹災（被災）届出証明書

第3 被災者台帳の整備

危機管理班は、市民班、地域福祉班及び介護・高齢者支援班と連携し、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、市で導入している「被災者支援システム」を活用し、被災者の援護を実施するための基礎となる台帳（以下、「被災者台帳」という。）を作成する。

1 記載事項

被災者台帳には、被災者に関する以下の事項を記載し、又は記録する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住居又は居所
- (5) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 電話番号その他の連絡先
- (9) 世帯の構成
- (10) 罹災証明書の交付の状況
- (11) 市長が台帳情報を市以外の者に提供することに本人が同意している場合には、その提供先
- (12) (11)の提供を行った場合はその旨及び日時
- (13) 被災者台帳の作成に当たって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号、同7項に規定する個人番号カード（マイナンバーカード）を利用する場合には、当該被災者の個人番号
- (14) その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

2 情報の収集

- (1) 被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (2) 被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

県が災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、市の要請により被災者に関する情報の提供を受ける。

3 台帳情報の利用

市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するときは、被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用することができる。

4 台帳情報の提供

- (1) 市長は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特

定された利用の目的以外の目的のために提供することができる。

ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき

イ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供される情報を利用するとき

(2) (1)の場合、提供を受ける者は、以下の事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する市に提出しなければならない。

ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 申請対象の被災者を特定するために必要な情報

ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ 提供を受ける台帳情報に申請者以外の情報が含まれる場合は、その使用目的

オ その他、台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項

(3) 市長は、台帳情報の提供に関する申請があつた場合、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、1の(13)の情報を除き、当該申請に関する台帳情報を提供することができる。

第4 雇用機会の確保

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生活況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握し、以下の措置を行う。

商工振興班は、被災事業所の雇用維持及び被災者の職業斡旋について、福岡労働局及び県に対する要請措置等必要な計画を定め、被災者に対し情報を提供する。

■職業安定所の措置

- 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- 公共職業安定所に出向くことが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施
- 雇用保険の失業給付に関する特例措置

第5 義援金品の受入れ及び配分

1 義援金品の受入れ

会計班は、義援品の受入れに際して、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう義援品提供者に呼びかける。また、義援金品の受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。

2 義援金品の保管

義援金は、被災者に配分するまで指定金融機関の専用口座に保管し、義援品は市所有倉庫等に保管する。

3 義援金品の配分

市は、義援金品の配分に関して配分委員会等を設け、下表の配分基準を目安に配分方法を決定し、被災者に対し適正かつ円滑に配分する。

【義援金、義援品配分基準】

区分	対 象	配分比率	備 考
義援金	死者（行方不明者含む。）	10	半壊（焼）世帯及び床上浸水世帯を1とする。
	重傷者（3か月以上の治療）	5	
	重傷者（1～3か月の治療）	3	
	全壊（焼）流出世帯	2	
	半壊（焼）世帯	1	
	床上浸水世帯	1	
義援品	全壊（焼）世帯	3	床上浸水世帯を1とする。
	半壊（焼）世帯	2	
	床上浸水世帯	1	

第6 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金

地域福祉班は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第3条の規定に基づき、糸島市災害弔慰金の支給等に関する条例により、災害弔慰金を支給する。

- ※ 資料編 3-7 糸島市災害弔慰金の支給等に関する条例
- ※ 資料編 3-8 糸島市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

2 災害障害見舞金

地域福祉班は、災害弔慰金の支給等に関する法律第8条の規定に基づき、糸島市災害弔慰金の支給等に関する条例により、災害障害見舞金を支給する。

- ※ 資料編 3-10 糸島市災害見舞金支給規程

3 被災者生活再建支援金

県は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を再建することが困難な市民に対し、自立した生活を開始するために必要な経費に充てるため、被災者生活再建支援金を支給する。

地域福祉班は、被災者が提出する申請等の窓口業務を行い、とりまとめの上、県に提出する。

■法適用の要件

対象となる 自然災害	① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村 ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村 ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る) ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る) ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県または③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
対象世帯	① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯) ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難である世帯(中規模半壊世帯)

■支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる
 (※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 (対象世帯①に該当)	解体 (対象世帯②に該当)	長期避難 (対象世帯③に該当)	大規模半壊 (対象世帯④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

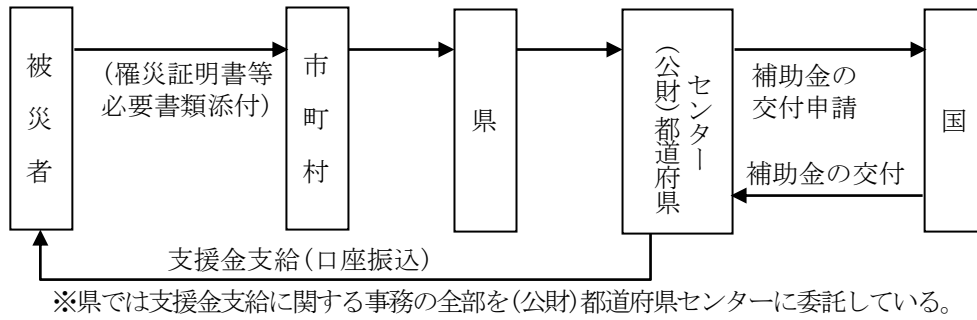
住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額	全壊～大規模半壊 (対象世帯①～④に該当)	200万円	100万円	50万円
	中規模半壊 (対象世帯⑤に該当)	100万円	50万円	25万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合
 ・全壊～大規模半壊世帯は、合計200(又は100)万円
 ・中規模半壊世帯は、合計100(又は50)万円

■支援金の支給申請

(申請窓口)	市町村
(申請時の添付書面)	①基礎支援金：罹災証明書、住民票 等 ②加算支援金：契約書(住宅の購入、賃借) 等
(申請期間)	①基礎支援金：災害発生日から13月以内 ②加算支援金：災害発生日から37月以内

■被災者生活再建支制度のフロー



第7 生活資金の貸与

1 災害援護資金

地域福祉班は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金を貸し付ける。

なお、資金貸付けの財源は、国が3分の2、県が3分の1をそれぞれ市に、無利子で貸し付ける。

■災害援護資金の内容

災害対象	県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害		
貸付限度額	1 世帯主の1か月以上の負傷	150万円	
	2 家財等の損害	ア 家財の1/3以上の損害	150万円
		イ 住居の半壊	170万円
		ウ 住居の全壊	250万円
		エ 住居の全体が滅失又は流出	350万円
	3 1と2が重複した場合	ア 1と2のアの重複	250万円
		イ 1と2のイの重複	270万円
		ウ 1と2のウの重複	350万円
	4 次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	ア 2のイの場合	250万円
		イ 2のウの場合	350万円
ウ 3のイの場合		350万円	
貸付条件	(世帯人員)	(市民税における前年の総所得金額)	
	1人	220万円	
	2人	430万円	
	3人	620万円	
	4人	730万円	
	5人以上	(1人増すごとに730万円に30万円を加えた額)	
所得制限	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあたっては、1,270万円とする。		
利率	年3%以内の条例で定める率(据置期間は無利子)		
据置期間	3年(特別の事情がある場合5年)		
償還期間	10年(据置期間含む)		
償還方法	年賦、半年賦又は月賦		
根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)		

※ 資料編 3-12 糸島市災害復旧資金利子補給規程

※ 資料編 3-15 糸島市災害活動等支援基金条例

2 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対し、福岡県生活福祉資金貸付規程及び福岡県生活福祉資金貸付規程細則に基づき、資金の種類ごとに、貸付の条件、貸付限度額等に従いそれぞれの用途に応じた生活福祉資金を貸し付ける。

市社会福祉協議会は、この受付事務を行う。

■資金の種類

<input type="radio"/> 総合支援資金	<input type="radio"/> 福祉資金
<input type="radio"/> 教育支援資金	<input type="radio"/> 不動産担保型生活資金

3 母子父子寡婦福祉資金

県は、経済的自立と生活意欲の助長を図るため、ひとり親家庭又は寡婦に対し資金を貸し付ける。

災害の場合は、支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合には、償還金の支払いを猶予する特例や、被災者に対する事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金の据置期間の延長の特例が設けられている。

子ども班及び子育て支援班は、この受付事務を行う。

■資金の要件及び種類

要件	<input type="radio"/> ひとり親家庭の母又は父で、20歳未満の児童を扶養している人 <input type="radio"/> ひとり親家庭の母又は父に扶養されている児童（20歳未満） <input type="radio"/> かつて母子家庭の母だった人（寡婦） <input type="radio"/> 寡婦に扶養されている子（20歳以上） <input type="radio"/> 配偶者と死別又は離別した40歳以上の配偶者のない女性で、母子家庭の母及び寡婦以外の人		
種類	<input type="radio"/> 事業開始 <input type="radio"/> 事業継続 <input type="radio"/> 住宅 <input type="radio"/> 就職支度	<input type="radio"/> 技能習得 <input type="radio"/> 生活 <input type="radio"/> 転宅 <input type="radio"/> 修学	<input type="radio"/> 修業 <input type="radio"/> 就学支度 <input type="radio"/> 医療介護 <input type="radio"/> 結婚

第8 租税の減免等

収税班、税務班は、災害によって被害を受けた市民に対して市税等の減免及び徴収猶予を行う。

また、市、ライフライン機関は、被災市民の生活を支援するため、公共料金等の支払いについて可能な限り特例措置を講じる。

■市税等の減免等の種類、内容

納税期限の延長	災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付、若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により、災害がおさまったあと2ヶ月以内に限り当該期限を延長する。 <input type="radio"/> 災害が広範囲にわたる場合、市長が職権により適用の地域及び期日を指定する。 <input type="radio"/> その他の場合、規則で定める申請書を市長に提出するものとする。
---------	---

徴収猶予	災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が、市民税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。 なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。(地方税法第15条)	
滞納処分の執行の停止等	災害により、滞納者が無財産になる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講ずる。	
減免 免除	被災した納税義務者に対し、該当する各税目等について減免、免除等を行う。	
	個人の市民税の減免 (個人の県民税を含む)	○ 被災した納税義務者の状況に応じて行う。
	固定資産税の減免	○ 災害により著しく価値が減じた固定資産(土地、家屋、償却資産)について減免を行う。
	国民健康保険税の減免 介護保険料の減免 国民年金保険料の免除 医療費一部負担金の減免 心身障がい者扶養共済掛金の減免 軽自動車税等の減免	○ 被災により生活が著しく困難となった場合に行う。
	特別土地保有税の減免	○ 災害により著しく価値を減じた土地について行う。

■ 県、国の減免等の種類

制 度 名	窓 口
更生医療身体補装具および重度身体障がい者 日常生活用具の自己負担額の減免	糸島保健福祉事務所、市福祉事務所
社会福祉施設の入所費用の減免	糸島保健福祉事務所、児童相談所、市
精神障害者措置入院費の減免	糸島保健福祉事務所
県立高校授業料の免除	学校
県税の減免および徴収猶予	県税事務所
国税の減免および納税猶予	税務署

■ 公共料金等の特別処置

○ 罹災証明手数料の免除	○ ごみ処理手数料の減免等
○ 保育料の減免	○ テレビ受信料金の免除等
○ 市営住宅家賃等の減免	○ 電話料金・電話工事費の減免等
○ 上下水道料金の減免等	○ 電気料金・工事費負担金の免除等
○ し尿くみ取り手数料の免除等	○ ガス料金の納付延長等

第9 住宅復興資金の融資

都市施設班は、被災者に対し、住宅建設等に関する次の融資制度の情報提供等を行う。

1 住宅復興資金

住宅金融支援機構は、住宅金融支援機構法に基づき、災害により住宅を失い、又は破損した者が住宅の建設、補修、購入、宅地整備等を行えるよう災害住宅復興資金を融資する。

2 個人住宅災害緊急建設資金

県は、福岡県個人住宅災害緊急建設資金貸付制度に基づき、被災者に対し、個人住宅の新築、改築資金を貸し付ける。

3 災害対策資金融資

市は、災害により被害を受けるおそれのある住宅の移転及び住宅に付随する危険地の防災工事を促進し、災害を未然に防止するとともに、被害を受けた住宅等の復興を図るため、災害対策資金の融資あっせん及び利子補助を行う。

第10 災害公営住宅の建設等

都市計画班及び都市施設班は、大規模な災害が発生し、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設、若しくは買収又は被災者へ転貸するために借り上げる。

また、県の指導のもと、低所得被災世帯のため、国庫から補助を受け災害公営住宅を整備し、入居させる。

第11 郵便事業の支援措置

日本郵便株式会社、前原郵便局等は、災害が発生したときは、被災地の状況に応じ、次の災害特別業務を行う。

■郵便事業の特別業務

- 被災者に対する通常葉書、郵便書簡の無償交付
- 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- 被災地あて救助用郵便物の料金免除（救助用物資を内容とするゆうパック、救助用又は見舞い用の現金書留郵便物）
- 郵便貯金等の非常取り扱い（災害救助法の適用があった場合）

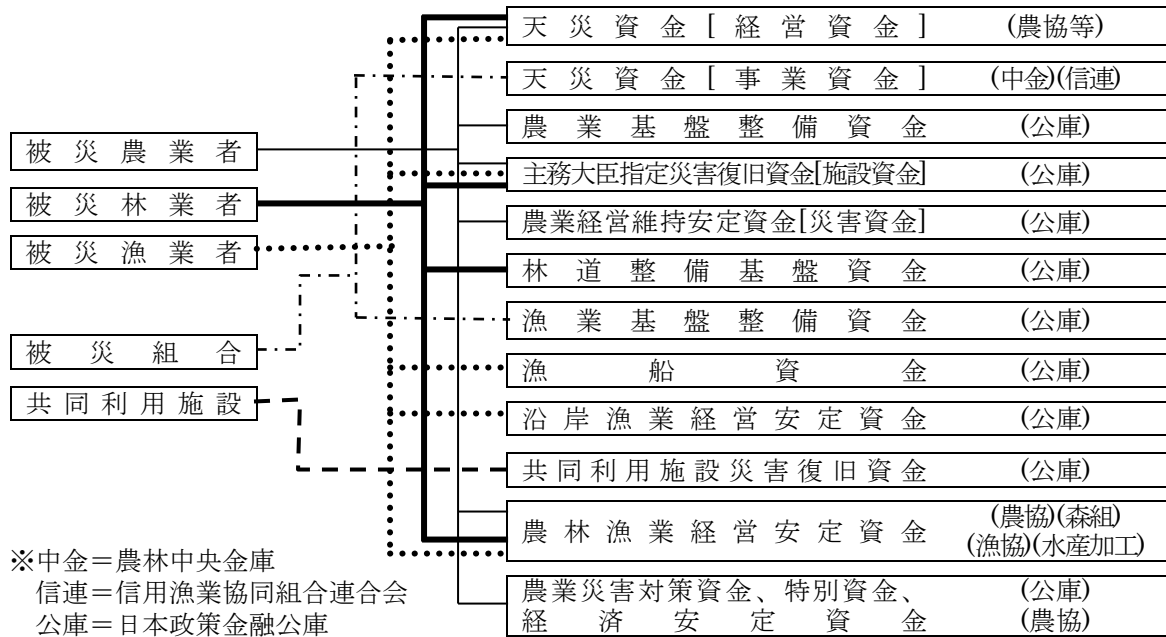
第3節 地域復興の支援

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当
				(<u>文字囲</u> は主担当、斜字は副担当)
第1 農林漁業者への支援			●	<u>農業振興班</u> 、 <u>水産林務班</u>
第2 中小企業者への支援			●	<u>商工振興班</u>

第1 農林漁業者への支援

農業振興班、水産林務班は、県、農業協同組合及び漁業協同組合等の協力により、被災した農林水産業者に対し、災害復旧融資制度の情報提供を行う。

■農林漁業関係融資



第2 中小企業者への支援

商工振興班は、県、商工会等の協力により、被災した中小企業者に対し、災害復旧融資制度の情報提供を行う。

■融資制度の種類

- 福岡県による融資（中小企業融資制度【緊急経済対策資金】）
- 株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業）（国民生活事業）による融資
- 株式会社商工組合中央金庫による融資

第4節 災害復興計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当
				(<u>文字</u> は主担当、斜字は副担当)
第1 復興計画作成の体制づくり			●	<u>関係各班</u>
第2 復興に対する合意形成			●	<u>関係各班</u>
第3 復興計画の推進			●	<u>関係各班</u>

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。

市は、総合計画との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに、県の復興計画との調整を図り、災害発生以前の状態に回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、住民の安全と環境保全、障がいのある人、高齢者、女性等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

なお、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用することにより、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

第1 復興計画作成の体制づくり

復興計画は、被災状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。そして、この方針を基に復興計画を作成する。

そのため、市は、県の行う復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のための体制整備（県と市及び関係機関との連携、国との連携）に協力し、連携をとる。

また、住民の自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取組みが重要であり、市は、住民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら、相互に連携し、協働して復興を進めていく新たな仕組みづくりに配慮する。

第2 復興に対する合意形成

市は、復興計画の作成に当たっては、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行い、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努める。

また、復興計画策定の準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため、次の取組みに配慮する。

■合意形成のための施策

- 被災者、各分野にわたる有識者、市民団体、各地区の住民等への意見募集
- 有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置
- 様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催等

第3 復興計画の推進

復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、中長期に及ぶことから、社会情勢や市民のニーズの変化、科学技術の進展等復興事業を取り巻く状況の変化を考慮の上、可及的速やかに実施するため、市、県及び関係機関は、諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

市は、市長を本部長とする災害復興本部を設置し、災害復興基本計画を策定するとともに、災害復興事業実施の総合調整を行う。

災害復興事業は、復興のための地域づくりをはじめとし、経済復興や市民生活の再建など、市民生活すべてにわたる分野を対象とする。

また、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県は関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、市は関係地方行政機関に、職員の派遣を要請する。

1 復興事業の推進

災害復興事業のうち地域づくりに関する分野の復興は、平常時から進めるまちづくり計画を生かしながら、被害状況を的確に計画・事業に反映することができるよう被害状況の早期把握に努めるとともに、被害状況や基盤整備状況などの地域特性に応じた復興計画を策定し、速やかな事業の実現を図る。

2 復興計画の策定

計画策定に当たっては、多様な行動主体の参画と協働、将来のニーズや時代潮流の変化への対応、既往災害の経験と教訓の活用等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

■計画構成例

- 基本方針
- 基本理念
- 基本目標
- 施策体系
- 復興事業計画等（想定される事業分野・生活）
- ▽ 住宅
- ▽ 保健・医療
- ▽ 福祉
- ▽ 教育・文化
- ▽ 産業・雇用
- ▽ 環境
- ▽ 都市及び都市基盤
- ▽ その他